

瀬戸市高齢者総合計画策定委員会（第4回目）

日 時：令和3年3月17日（水）

14時00分から15時45分

場 所：瀬戸市役所 4階 大会議室

出席者：●策定委員 11名

●アシスト株式会社 1名

●事務局

【議題】

- 1 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（案）に対する意見募集（パブリックコメント）実施結果について
- 2 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）素案について
- 3 その他

【内容】

1 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（案）に対する意見募集（パブリックコメント）実施結果について

令和2年12月18日から令和3年1月22日までの期間に実施した計画案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果を説明。（資料A）

●質疑等

委 員：現在の特別養護老人ホームの入所待ち状況と利用状況、需要と供給について教えてほしい。

事 務 局：市内特別養護老人ホームの入所待ちや空き状況を電話で確認した。本市の特別養護老人ホームに関しては現段階では空きがあるという状況ではなく、緊急を要する方になると人数が減るが入所待ちをされている方がいるとのことだった。

委 員：パブリックコメントへの回答の中に「介護医療院等の施設整備の検討を行います」とあるが、現時点ではどのような対応をしているのか。

事 務 局：具体的なことは、第8期計画期間中に進めていきたいと考えている。現在、県が認めている介護医療院の設置は介護療養型施設からの転換が主となっており、全ての介護療養型施設の転換が完了間近という状況である。今後、介護医療院の新設等が可能となるようなので、サービスの利用見込みを勘案し、県と協議して検討していきたいと考えている。

委 員：県の地域医療計画の中間見直しが新型コロナウイルス感染症の影響で来年度に

延期となったため、介護施設等の施設サービスとの整合性を図れるように留意する必要がある。

委員：特別養護老人ホームの整備計画について、今もなお入所待ちの方が市内にも多くいるかと思うが、10年、15年前と比べると、かなり入所待ちの方が減っているという印象である。以前は、申込みからお声掛けまで5年程かかるという状況だったが、現在では1年もかからず数カ月でご案内できる状況となっている。室数が不足しているのは確かだが、以前と比べるとだいぶ緩和されてきたと感じる。これは有料老人ホーム等がたくさんできたというのものもあるかと思う。その状況でまだ入所待ちの方がいるので、施設整備は必要かと思うが、併せて従事者の育成にも力を入れる必要がある。現状もし新しい施設ができた場合、他の施設から介護人材が新しい施設に流れてしまい、瀬戸市全体の介護力は決して上がらない。介護人材を他の地域から招き入れるか、もしくは他の職種から介護関係の職種に転換していただくという形の介護人材育成も併せて考えていかなければ瀬戸市全体の介護力を上げることにはつながらないと思う。

委員：現場をよくご存知であるからこそのご発言。供給面で考えると施設数を充足させる事で足りるように思ってしまうが、実際はそこで働く人材の確保が十分でなければ、施設だけがあっても何も進まないということ。介護に従事される皆さまのご努力で、まだ待機者がいる中でも需給状況はだいぶ緩和されているが、介護人材の育成が十分進まないと供給の大きな制約にもなってしまうため、介護従事者の育成という観点をぜひ重視してほしい。

委員：パブリックコメントの中に「特に認定調査員の資質向上に研修を」、「認定の速度が遅くて、決まった頃にはもう亡くなっていた、認定結果を早く出してほしい」等といったご意見があったがこの点について伺いたい。

事務局：認定調査員の研修に関しては、今年度も2回実施し、適正に調査ができるように知識の向上に努めた。また、認定結果が出るまでにお時間をいただいている件については、国からも申請から30日で結果を出さなければいけないというルールが出ていることは事実だが、認定調査員による訪問調査と主治医意見書の両方が揃ったうえで認定結果が出るので、双方が揃うのに時間がかかってしまった場合、30日では認定結果が出せないという状況がある。できるだけ短い期間で認定結果が出せるよう、第8期計画期間に向けて、認定審査会の実施方法を会議室での実施から、デジタル化へ移行できるようシステムの構築をしている。令和3年度の秋頃から本格的に電子審査会を開催することで、資料の郵送や内容の読み込みなどにかかる時間を短縮し、認定結果が出せるまでの期間も30日に近づけるよう努めていきたい。

委員：パブリックコメントの結果について、市民の皆様のご関心のあるところ、いただいたご意見における第8期計画への対応等を説明いただいた。そして、委員の

皆さまから、詳細な点についてご質問やご提案、あるいは今後の、特に従事者の育成という観点での重要な視点を提供いただいた。これを受けて、第8期計画の策定遂行に向けて留意をしていきたい。

委員：今回に限らず、様々なパブリックコメントを見ている中で「介護に関する相談窓口を市のわかりやすい所に設置してほしい」というご意見、相談するときどこに行ったらいいのかわかりやすくしてほしいという声は必ず出てくると感じる。多数意見ではないですが、その点が気に掛かった。市も含めて、関係機関が相談窓口についての周知広報を熱心になさっているが、その情報がまだ十分市民の皆様が届いていないところもあるのではないかと。こうした点を、情報が手に入りにくい方を考えて、さらに瀬戸市の高齢者福祉を充実させるうえで、誰もが利用可能で便利のいい福祉計画となるように工夫し進めてほしい。

2 瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）素案について

第3回目の策定委員会および意見募集にていただいたご意見の反映状況等変更点を中心に計画案を説明し、計画案の承認について最終決定をいただいた。（資料B）

●質疑等

・冒頭に委員長より第7期計画の評価委員会の実施状況について報告いただいた。

委員：74頁の脚注10、キャリアパス支援についての説明の部分で、「ポジション」や「キャリア」等の単語を用いて説明されているが、介護職の方は分かるかと思うが、これを読む高齢の方には難しいのではないかと。もう少し分かりやすい日本語はないか。

委員：「ポジション」を日本語にすると「職務上の地位」や「職位」、「キャリア」は「職務経験」や「職務経歴」という日本語が訳語になるが、その他の表現はどうか。

委員：74頁本文中の「キャリアパス支援」という表現を省いた方が分かりやすいのではないかと。

委員：保健師の人材育成という面で、キャリアパスという表現は頻繁に使用するため違和感はない。

委員：難しい言葉がたくさん出てくると付いていけなくなってしまうので、少し難しいと読むのも嫌になってしまうような気がする。あまりにも横文字や片仮名が多いと年代が上になるにつれて読みにくく感じてしまうのではないかと。

事務局：74頁のキャリアパス支援の項目でお伝えしたい内容は「介護従事者に関する人材育成に力を入れていく」ということ。本文中に「キャリアパス」という単語を使用したため注釈が必要になっているが、より市民の方にわかりやすくするために「キャリアパス」という部分を「現職者の人材育成につながるような研修会の開催」といった表現に変更し、注釈自体を取るというのも1つの案かと思うがど

うか。

委員：本文中に出てくる「キャリアパス」という言葉の説明文自体の内容理解がむずかしいということではないか。「キャリアパス」という単語は一般的に使われている言葉なのでこれを本文に使うことに特に問題はないと思う。注釈の内容をもう少し分かりやすくすればいいのではないか。説明文章内に「ポジション」と「キャリア」という言葉があり、この単語にさらに注釈を付けなければいけないという状況。これを分かるように書けばいいのではないか。

事務局：「市民の方に分かりやすく」はもちろん、介護従事者の方に向けてのメッセージでもあるため、「キャリアパス」という単語が一般的だということであれば、注釈の内容を修正することで対応できればと思う。

委員：キャリアパス支援という用語は、一般的にも使用されているため本文中にあることは問題ないのではないか。ただし、注釈において、皆様からご意見があったことをふまえ、片仮名部分を日本語で分かりやすく変更してほしい。例えば「目標とする職業・職務や、それに必要な技能の向上に向け」という表現に置き換えると内容は通じるのではないか。他に案がないようであれば最終調整を事務局に任せることとしたい。

委員：15 頁の地域カルテにおいて、一番左上の 3.5%の「元気高齢者」ですが、これは、何に対して「元気高齢者」が 3.5%なのか。この数字だけを見ると、元気な高齢者が 3.5%しかいないという数値になる。この 3.5%がどういう数字なのか、分母が分からないのでここからは読めないで、説明を入れたらどうかと思う。

事務局：「元気高齢者」の定義は「要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者に該当していない、健康で元気に暮らしている 65 歳から 74 歳までの方」としている。調査対象者につきましては、令和元年度実施の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、アンケートを送付した 2,500 名のうち回答のあった方の中で先ほどの定義に該当する方が対象となっている。また、定義の中の「健康で元気に暮らしている方」の判断基準についてはアンケート項目の中の「主観的健康観」という項目で「とてもいいと思っている」に「○」を付けた方が対象となる。他自治体の調査結果をみても、ここでいう「元気高齢者」である方の割合は低い傾向にある。

委員：用語解説内に「元気高齢者」の説明があるが、今の説明内容も含めて記載をしたうえで、15 頁に「用語解説は 142 頁に記載」等の説明が必要ではないか。

委員：「元気高齢者」の定義は分かった。説明の内容を踏まえると、分母はあくまでもアンケートに答えた人、ということになるので、この点についても表記があってもいいかと思う。3.5%という数字が、少し少ない印象だったため、質問をさせていただいた。

事務局：ご指摘いただいたとおり、母数が分かりづらいため「アンケートに回答した方

のうち」ということが分かるように補足する。また、「元気高齢者」や「一般高齢者」などアンケート結果表記に使用している用語が分かりづらいため、説明文の追加を検討したい。

委員：全体的に、カラー刷りでとても見やすくなった。細かい点だが、117頁で介護保険料基準額が第7期に比べて第8期は減額が見込まれることについて、給付との関係かと思うが、サービス見込み量の計算結果でそう見込まれるのか、制度改正等によって減額になるのか、要因は何か考えられるか。

事務局：要因としては、第7期計画において算定した介護サービスの給付見込みよりも、実際の給付が下回ったこと、また、第7期計画期間に重点的に取り組んだ介護予防事業の効果が多少なりとも出てきたのではないかと考える。加えて、介護給付費準備基金の取り崩し額について、今後の介護保険の持続的で安定的な制度の維持をふまえ、4億円の取り崩しをした。こうした結果、今回お示した金額になった。

委員：市民の立場で分かりにくいなと思うのが、相談に関することです。53頁には総合相談事業の相談について、54頁には家族介護者の相談体制について、72頁には介護給付の質の向上のための相談、苦情などの相談窓口についての記載がある。仕組みとしてはこういうことかと思うが、見せ方として、どこか、誰でも何でも相談できるような、「相談はここ」という場所があり、そこから仕分けをしていただけるような相談窓口ができると安心だなと感じた。

委員：相談窓口、相談できる場所は当然各種あるため、これが項目ごとに幾つかのページにわたって書いてあるが、市民の方から見ると、相談窓口が複数あり、内容によって分かれていてどこに行けばいいのかわかってしまうということかと思う。計画記載の都合上複数ページに分かれて記載されているが、実際の運用では、「相談窓口といたらこれ」という、何か名前が浮かぶような形が、市民には分かりやすいのだろうと思うので、これから運用の中でのアイデアで、いろいろと変えていけるところではないか。事務局として、計画の記述上、複数ページにわたって相談窓口についていろいろと書かれていることが、読みにくいだろうかというご指摘についてはどのようにお考えか。

事務局：計画記載の都合上複数ページに分かれてしまうが、各事業において相談機関があるということも挙げている。運用としては、基本的には地域包括支援センターなどに相談いただくことになるが、計画の各事業の項目で具体的には書いておらず、地域包括支援センターの項目で相談業務と記載する形でご了承いただきたい。

委員：総合相談窓口については、計画においてはこのように書いてある、ということだが、現実に運用していく中で、計画には総合相談は各地域の包括支援センターに、と記載があるが、地域包括支援センターへ電話をしても全ては解決しない場合や、地域包括支援センターに相談するよう言われてもなかなか行かない人もい

る。やはり実行段階では、具体的に何らかの形で、窓口の一本化、ワンストップで解決できるような相談窓口があれば非常によいと思う。相談先に迷った際頼る基幹型地域包括支援センターは市役所の2階、高齢者福祉課の反対側にあるので、基幹型なら様々な相談の乗ってもらえるかと思う。同じ場所に障害者部門等もあり相談機関が揃っているので、こうした窓口をわかりやすく目立つようにして、そこに相談に行くという流れを整えることができればよいのではないかと。

委員：これは計画策定の文書のため、具体的な窓口名を書くところではないが、実際の運営に関しては、ワンストップ総合受付になるような場所があるとよい。パブリックコメントの中で「どこに相談に行けばよいのか分からない」という声が、多数派ではないがいつもあるので、こうした運用を市民にご周知願いたい。例えば、「名駅で待ち合わせといたら、金時計か銀時計に行けば会える」という、何も細かいことを言わなくても大体待ち合わせ場所はあの2カ所というのはみんなが知っている、経済学分野ではフォーカルポイントというが、何も言わなくても暗黙のうちどこに行ったらいいかが全員に共有されている状態、そういうフォーカルポイントが、介護に関しては基幹型地域包括支援センターなのか、あるいは市のほうでつくられる、何か看板が下がった相談窓口か、そうしたところに行けばいいというのを、市民全員が共有できるような運用をぜひお願いしたい。

委員：パブリックコメントのご意見は計画素案に既にある程度は反映できているのか。

事務局：計画に反映すると判断したものについては既に反映済みである。

委員：15 頁のアンケート結果について、2,500 名が選ばれてのアンケートの対象者は65 歳から 74 歳までのお元気な人だったのか。

事務局：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象者は瀬戸市に居住する要介護 1～5 の認定を受けていない 65 歳以上の一般高齢者および要支援認定者である。

委員：これはアンケート調査のため、無作為抽出のような形にはなっているのか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：2,500 名の中で圏域はおおよそ割り当てて対象者を抽出したのか。

事務局：各圏域 500 名となるよう調整して無作為抽出を行った。

委員：一見してそれがわからないため、アンケートの内容を分かりやすく書くといいかと思う。

委員：142 頁の用語解説に記載の一般的な元気高齢者と、アンケート結果で使用している用語の「元気高齢者」は、定義が違うため、少ないと感じる。この点に関して説明がないと、元気高齢者のパーセントはすごく少ないなという気持ちを持たれるのではないかと。

委員：15 頁における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における「元気高齢者」の定義と、用語解説の 142 頁の「元気高齢者」の定義が違うのではないかとのご指摘だが、いかがか。用語解説では「要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高

齢者のうち」という中で、「チェックリストの判定で要支援等に該当していない65から74歳の方」と書いてあり、年齢も限定されている。この説明だと、75歳以上の方はお元気でも「元気高齢者」には入らない。一方、15ページの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での「元気高齢者」は、どこからどこまでか。

事務局：65歳から74歳までが範囲となっている。

委員：用語解説における対象年齢の範囲はあっているということ。「元気高齢者」は74歳までだが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査自体の対象は75歳以上の方を含んでいるのか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象は75歳以上の方を含んでいるが、アンケート結果説明で使用している「元気高齢者」の定義で言うと、75歳以上であれば、どれほど元気でも「元気高齢者」には入らないということである。我々の一般的な「元気」という感覚からすると、ここで定義されている「元気高齢者」が非常に少なく出てしまう。これが例えば15頁の3.5%という数字である。2,500名のうち65歳から74歳の方がどれぐらいの割合で含まれているか分からないが、もともと65歳から74歳を対象範囲としている用語として「元気高齢者」という区分を使っているので、説明を補足しないと誤解を招く恐れがあるのではないか。

事務局：用語解説とアンケート結果の「元気高齢者」の定義は同様の内容を記載しているが、ご指摘のとおり一般的に使用する意味との違いが分かりにくい状態となっていたため、アンケートの項目としての「元気高齢者」の定義等については、資料編に補足をすることで、より分かりやすい表現にしていきたい。

委員：単語の定義は、15頁のアンケート結果に記載しているものも142頁の用語解説も変わっていないが、アンケート調査の対象は75歳以上も含んでいるが、後期高齢者は元気だとしても「元気高齢者」に入らないということ。専門用語でこう定義されているため仕方ないが、一般的な感覚と少しずれるところは、資料を追記していただくこととする。15頁に脚注を入れるスペースはなさそうであるため、「用語解説の資料何ページを参照してください」というような添え書きを付けていただければと思う。

委員：80歳以上でもすごく元気な人はいる。それがなぜ「元気高齢者」の中に含まれないのかが不思議で仕方がないが、国の定義なので仕方がないと思う。瀬戸市には元気な高齢者が多いと感じる。

事務局：一般的に使用される「元気高齢者」と違うということがわかるように表記を変更させていただく。

委員：新型コロナウイルス感染症対策について、介護の現場や家庭での介護者の問題が厚生労働省の資料には記載があるが本計画においてはどこに記載されているか。施設や事業所に対してどのような形での支援があるのかという問題は、これ

から瀬戸市としてどのように直面する問題を解決していくのか、何かの形で計画などを書いてもらいたい。介護現場では、新型コロナウイルス感染症対策に対する要望のため苦勞して準備しているが、費用もかかるため、経済的な圧迫となり大変な状況である。こうした課題への支援の内容を何らかの形で書いてほしい。

事務局：計画案 44 頁において「感染症の流行への備え」ということで、ご指摘いただいた内容について記載している。昨今のコロナ下の対応や行動が標準化されるような形になれば、今後より詳しい対応についても計画の中で検討すべきだと思が、現状ではこうした表記にとどめている。

委員：新型コロナウイルス感染症の介護現場への影響はこの 1 年のことであるため、厚生労働省、各自治体含めて、現場への影響を鋭意、聞き取り調査等していると思う。本計画策定中の出来事のため大きな紙幅を割いていないが、計画の運用の部分では反映されるということを、公表の際一言添えて市民の皆様や介護従事者の皆様に安心いただけるような計画開示をしてほしい。

委員：計画書の全体にブルー系の色目が多く、ユニバーサルデザインの観点で色目が少し見にくい、というものについては、完成時にないようにしてほしいと感じた。

●計画案の承認について

- ・出席者 11 名全員の賛成をいただき、計画案を本計画として承認いただいた。

3 その他

特になし

以上。